

令和4年 5月1日

## 産業課

### 森林を伐採する場合には、届出や許可が必要です。

森林は、水源の保全や土砂の流出防止など、さまざまな働きを通じて地域の環境や安全を支えています。自分の森林だから、自由に伐採しても良いということではなく、大切な森林を守るためには、一定のルールに従って伐採する必要があります。

その1つとして、森林を伐採するときには、届出を提出しなければならないというルールがあります。届出の概要は下記のとおりです。

記

#### 1. 保安林(公益的機能が特に必要な森林を指定)の場合

- (1)届出書 保安林内間伐届出書等
- (2)届出先 伐採方法により異なる  
(伐採を行う森林が所在する市町村長又は県知事)
- (3)提出期限 伐採方法により異なる  
(間伐の場合は、伐採開始日の90日～20日前)

#### 2. 保安林を除く森林(地域森林計画の対象森林)の場合

- (1)届出書 伐採及び伐採後の造林の届出書等
- (2)届出先 伐採を行う森林が所在する市町村長
- (3)提出期限 伐採開始日の90日～30日前

なお、伐採跡地を森林以外にする場合には、林地開発となり、別途、許可又は届出が必要です。

◎森林を伐採する際には役場までご相談ください。

お問合せ 産業課 林政係 電話85-6317



税務課

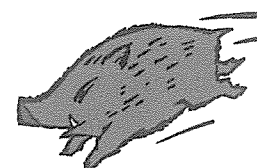
## 町税等の納期について(5月分)

- 軽自動車税(種別割) 全 期
- 固定資産税 第1期

納期限 5月31日(火)までに 納めてください。

※ 口座振替の場合、納期限の日引き落としされます。  
納期限をお間違えないように、口座残高のご確認をお願いします。

# 電気柵の安全な使用をお願いします。



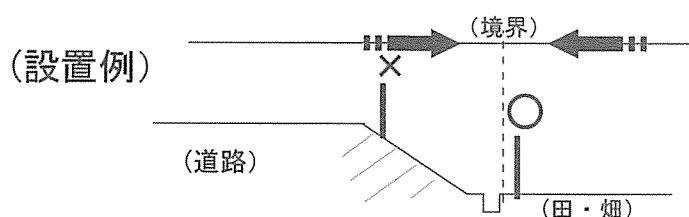
平成27年7月に県内で有害鳥獣侵入防止用電気柵による感電事故が発生しました。感電事故等を未然に防ぐため、設置者は下記注意事項を参考に今一度設置状況を確認していただくとともに、機器の取扱いに従った日常の点検、管理をし、安全に使用していただくようお願いします。なお、現場状況確認の際には自分が感電することのないよう十分ご注意ください。

また、柵に触れると感電するおそれがありますので、どなた様も設置してある柵には触れることのないよう十分注意してください。

## 記

### <注意事項>

1. 危険である旨の表示がされているか。  
(例：危険表示の注意看板が周囲の人々にも確認できるよう設置されているか。)
2. 適切な電気柵用電源装置を使用しているか。  
(例：電源が作動するかどうか。適切な電圧であるかどうか。30ボルト以上の電源から電気供給している場合、危険防止の漏電遮断器・変圧器、開閉スイッチを設置しているか、また、作動するか。アースが正しく設置してあるか。)
3. 柵設置箇所周囲の支障物の確認・撤去と柵線の断線等設置不良の確認・修繕  
(例：漏電していないか。柵がしっかりと設置されているか。草などが柵に掛かっていないか。周囲の草刈りがされているか。)
4. 電線や支柱等が道路や河川敷等の公共施設内に入り込んでいないか。



### 【電気事業法（昭和39年法律第170号）第56条】

一般用電気工作物（電気柵など）が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、所有者に対し、その技術基準に適合するように命じられます。これに違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

お問合せ：産業課林政係 電話85-6317

## 森林の土地の所有者が変更になったときは届出が必要です。

- 1 対象地域 地域森林計画の対象となっている森林  
ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を2週間以内に提出している場合は対象外
- 2 届出の対象 相続、売買、贈与などにより、新たに森林の土地の所有者となった場合
- 3 届出義務者 個人又は法人
- 4 届出先 取得した土地のある市町村長
- 5 提出期限 相続開始の日（前所有者の死亡した日）又は売買の契約により土地の引き渡しがあった日など、所有者となった日から90日以内  
相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

◎お問合せ／産業課 林政係 電話85-6317

## 町民の森 来訪者の皆さんへのお願い

「町民の森」は、「豊かな自然に囲まれたこの町に、町民が集い、憩えるような自然環境に恵まれた施設を作ってほしい」と故望月ひささんの生前の篤志寄付により実現しました。この遺志を継承するためにも、下記の事項を守りましょう。

- バーベキュー、キャンプ、花火など山火事のおそれや、近隣住民の迷惑になるような行為は、固く禁じます。
- 弁当、空き缶類、タバコの吸い殻などのゴミは、必ずお持ち帰りください。
- 樹木、山野草は、折ったり、持ち帰ったりしないでください。
- 犬の糞は、後片付けをしてください。また、犬の放し飼いは、しないでください。
- 南ゲートから北ゲートまでの管理車道は、一般車両（自動車、バイク、自転車など）は通行できません。

担当 産業課林政係 TEL 85-6317

# 「水道週間」のお知らせ

(上下水道課)

6月1日(水)～7日(火)は第64回水道週間です。森町では、以下のとおり行事を実施しますので、日ごろ、お気づきの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

6月2日(木)に“給水装置の巡回無料修理点検日”を設けましたので、蛇口の水漏れなど簡単な修理をご希望の方は、**5月20日(金)**までに、お電話にてお申し込みください(※シングルバー水栓等、内容によっては対応できかねる場合があります。また、修理等に使用した材料について、実費を負担していただく場合がありますのでご了承ください。)

なお、巡回無料修理点検は、上水道給水区域内に限らせていただきます。また、申込者数が多数の場合はお断りさせていただく場合がございます。

## 水道週間スローガン「大切な 水と一緒に 暮らす日々」

| 6月    | 行 事 予 定                      | 備 考                             |
|-------|------------------------------|---------------------------------|
| 1日(水) | 水道なんでも相談日                    | 場所 森町役場上下水道課                    |
| 2日(木) | 巡回無料修理点検日<br>(午後1時から2時30分まで) | 町の上水道給水区域内で5月20日までに修理を申し込まれた方   |
| 3日(金) | 町営簡易水道等指導日                   | 指導 西部保健所環境課                     |
| 4日(土) | 家庭内水道施設の清掃日                  | 家庭内のメーターボックス内及び周辺の清掃を各自でお願いします。 |
| 5日(日) |                              |                                 |
| 6日(月) | 水道なんでも相談日                    | 場所 森町役場上下水道課                    |
| 7日(火) |                              |                                 |



お申込み・お問合せ先: 森町役場上下水道課 ☎85-6326

※新型コロナウイルス感染症の近隣の状況により、延期又は中止させていただく場合も想定されますので、ご承知おきください。

## 定例年金相談所開設

住民生活課

下記のとおり、掛川年金事務所による年金相談所が開設されます。

※ 年金相談は事前予約制です。相談を希望される方は、前日までに、掛川年金事務所に電話でご予約ください。

予 約 先 : 掛川年金事務所 (電話: 0537-21-5524)

記

◎と き 令和4年5月11日(水)

午前9時30分～正午 (開設は午前中のみです)

◎ところ 森町総合体育館 森アリーナ 1階 相談室

◎持ち物

- ・年金手帳 (受給者は年金証書)
- ・委任状 (代理の方が相談される場合)

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の 傷病手当金の支給延長について

住民生活課

国民健康保険及び後期高齢者医療保険では、給与などの支払いを受けている被保険者に対して、新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いにより療養のため仕事に行くことができなくなった期間の給与の一部を補てんする傷病手当金を申請により支給します。

このたび傷病手当金の支給対象期間が延長され、令和2年1月1日から令和4年6月30日までが支給対象期間となります。

詳細は町のホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

問合せ先

住民生活課 国保年金係 電話 85-6313



## 守っていますか？ペットマナー

(住民生活課)

ペットを飼っている皆さん、人とペットが暮らす住みやすい社会のために、次のマナーを守りましょう。

◎犬を新たに飼ったり、譲り受けた場合は、役場で登録手続きを必ず行いましょう。  
死亡した場合も手続きを必ず行いましょう。

◎狂犬病予防注射は年1回、必ず受けましょう。

◎狂犬病予防法に基づき、鑑札、注射済証を犬に着けることが義務付けられているため、必ず首輪等に鑑札、注射済証を着けるようにしましょう。

⇒飼い主が分からないと、やむを得ず保健所へ引き渡す場合があります。

犬がいなくなったら、役場・警察・保健所に届けましょう。

◎飼い主のいない猫に安易にエサを与えないでください。

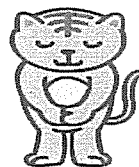
◎飼い主のいない猫の増加を防ぐため、不妊(去勢)手術への補助制度がありますので、ご利用ください。

◎フンの始末は飼い主の最低限のマナーです。

◎「終生飼養」、最期まで責任をもって飼いましょう。

⇒遺棄すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

\*お問合せ：生活環境係（電話：85-6314）



# 狂犬病予防集合注射のお知らせ

(住民生活課)

＊本年度も、三倉・天方地区の実施となります。ご理解のほどよろしくお願いします。

＊飼い主の方へお送りする「注射案内はがき」は、5月中旬頃に郵送予定です。

＊集合注射をご希望される場合は、必ずご確認をお願いいたします。

なお、三倉・天方地区以外の方でも接種できますが、密をさけるため、できる限りかかりつけの動物病院で狂犬病予防注射の接種をお願いします。

## 【持ってきていただくもの】

1. 注射案内はがき(5月中旬頃に犬の所有者へ郵送します。)

2. 愛犬手帳または愛犬カード

3. 注射費用として3,500円(釣り銭がいらぬようお願いします。)



◎生後91日以上の子には、町での登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

◎法律で定められている犬鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してお越しください。

◎お越しの際は、首輪や口輪が正しく装着されているかを確認、会場での咬傷事故等の予防にご協力ください。

## 記

| 実施月日 | 曜日 | 番号 | 会 場        | 時 間           |
|------|----|----|------------|---------------|
| 6月8日 | 水  | 1  | 上問詰公民館     | 9:15 ～ 9:25   |
|      |    | 2  | 天方生活改善センター | 9:30 ～ 9:45   |
|      |    | 3  | 西俣公民館      | 9:55 ～ 10:05  |
|      |    | 4  | 三倉総合センター前  | 10:15 ～ 10:30 |
|      |    | 5  | 上野平ふれあい会館  | 10:45 ～ 10:55 |
|      |    | 6  | 大河内・寺田商店前  | 11:10 ～ 11:30 |
|      |    | 7  | 田能公民館      | 13:20 ～ 13:30 |
|      |    | 8  | 大久保・つがの木   | 13:40 ～ 13:50 |

＊問合せ：生活環境係（電話 85－6314）

## ねこの不妊（去勢）手術への補助制度について

（住民生活課）

町では、飼い主のいない猫の増加を防ぐため、野良猫の不妊（去勢）手術費用に対する補助制度があります。

### ○対象匹数

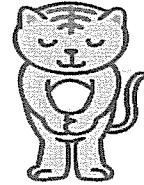
原則、1世帯につき2匹まで（1年度につき）

### ○補助金額（1匹につき）

手術費用の2分の1以内（9,000円限度）

### ○交付要件

- ・補助金の交付決定後に手術を実施すること。
- ・不妊（去勢）済みの証として片方の耳にV字カットを施すこと。
- ・申請者の属する世帯に町税等の未納がないこと。



\*お申込み・お問合せ：生活環境係 電話：85-6314

## ゴーヤの種を配布します！ ～ 緑のカーテンをつくりませんか？ ～

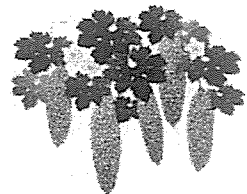
（住民生活課）

緑のカーテンをつくって節電と地球温暖化防止に取り組み、エコで涼しい夏を過ごしてみませんか？

町では、5月10日（火）からゴーヤの種を無料で配布します。ご希望の方は、住民生活課生活環境係（役場庁舎北側1階）までお越しください。

なお、数に限りがありますので、1世帯1セットとさせていただきます、無くなり次第終了となりますのでご了承ください。

※お越しいただく際は、マスクの着用をお願いいたします。



### ★緑のカーテンとは？…

ゴーヤなどのつる性植物を茂らせ、窓を覆うことで夏の日差しを和らげるものです。家の中の温度を約3℃下げる効果があると言われています。

【住民生活課 生活環境係】 電話：85-6314

# 資源ごみ拠点回収のご案内

(住民生活課)

資源ごみは、地域の収集に加え、毎月第2・4土曜日に役場別館前で以下のとおり資源ごみを無料回収しています。

ぜひ、ご活用いただき、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

|      |                                           |                                                                             |
|------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 町内に在住の方                                   |                                                                             |
| 回収日時 | 毎月第2・4土曜日 午前9時30分～正午<br>※5月の実施日 5月14日・28日 |                                                                             |
| 回収品目 | びん・ペットボトル・プラスチック容器包装                      |                                                                             |
| 回収場所 | 役場別館住民生活課前(本庁舎北側)                         |                                                                             |
| 出し方  | ①                                         | 地域の資源ごみ回収と同じように分別してコンテナ等に入れてください。                                           |
|      | ②                                         | 汚れがひどいごみや、割れてしまったびん等は資源ごみとして回収することができません。「がれき類」や「燃やせるごみ」として、地域の回収日に出してください。 |
|      | ③                                         | ごみの分別方法については、各世帯に配布した「燃えないごみの分け方・出し方」を参考にしてください。                            |
| 注意事項 | ①                                         | 回収物は、町内の家庭から出たごみに限ります。事業所(個人事業主を含む)から出たごみは回収できません。                          |
|      | ②                                         | 回収場所では、作業員の指示に従ってください。                                                      |
|      | ③                                         | 雨天時でも実施しますが、台風等の悪天候で中止となる場合があります。中止の場合は、町ホームページや町公式 LINE 等でお知らせをします。        |
|      | ④                                         | <u>駐車場内での車の運転には、十分注意してください。</u>                                             |
|      | ⑤                                         | <u>回収時間を厳守してください。開始時間より早くご来庁いただいても回収することはできません。</u>                         |

\* 問合せ先: 住民生活課生活環境係 電話: 85-6314



# マイナンバーカード業務の日曜開庁について

【 住民生活課 】

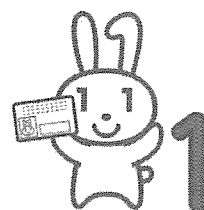
平日仕事などの都合で、役場窓口に来ることができない方を対象に、マイナンバーカードの交付、申請サポート、電子証明書の更新、マイナポイント申込みのサポートを行います。

新型コロナウイルス感染対策のため、予約制とさせていただきます。ご希望の方は、住民係（℡ 8 5 - 6 3 1 2）に予約の上、窓口へお越しください。

◇ 日 時 5月29日（日）午前8時30分 ～ 正午

◇ 場 所 森町役場 住民生活課 受付窓口

◇ 取扱業務・持ち物



| 対象者                        | 取扱業務     | 持ち物                                      |
|----------------------------|----------|------------------------------------------|
| 申請済みの方<br>(交付通知書が<br>届いた方) | カードの交付   | ・ 通知書（はがき）<br>・ 本人確認書類<br>・ 通知カード（お持ちの方） |
| カードの更新<br>通知が届いた方          | 電子証明書の更新 | ・ マイナンバーカード<br>・ 通知書<br>・ 暗証番号（再設定も可）    |
| これから取得する方                  | 申請のサポート  | ・ 本人確認書類<br>・ 通知カード（お持ちの方）               |

## ☆ マイナンバーカードの出張申請受付サービスのご案内 ☆

おおむね5人以上の方が申請を希望される団体・企業等を職員が訪問して顔写真の撮影（無料）を含むマイナンバーカードの申請を受け付けします。

ぜひこの機会に出張申請受付サービスをご利用ください。

◇ 期間：令和4年8月31日まで（役場の開庁日に限ります。）

◇ 時間：平日 10：00 ～ 16：00 （要調整）

◇ 対象：希望者が5人以上いる団体・企業等

＊森町に住民票がある方のみ申請が可能です。

◆希望される場合、住民生活課に電話でお申し込みください。

令和4年3月31日現在、森町のマイナンバーカード申請者数8,576人 申請率48%

◇ 予約・問合せ先 住民生活課住民係 ℡ 8 5 - 6 3 1 2



(総務課・健康こども課)

## 令和4年度 健康こども課 会計年度任用職員の募集について

健康こども課では、会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 職種・募集人員・職務内容

| 職種   | 募集人員 | 職務内容        |
|------|------|-------------|
| 事務補助 | 1人   | パソコン処理、窓口対応 |

#### 2 応募資格

普通自動車運転免許

#### 3 勤務条件

- (1) 任用期間 任用日～令和5年3月31日  
(勤務状況等により、再度の任用をすることがあります。)
- (2) 勤務日 月曜日～金曜日(週5日)
- (3) 勤務時間 8時30分～16時30分(うち休憩60分)
- (4) 賃金等 月額135,032円 規定により賞与、交通費支給  
社会保険・雇用保険加入

- 4 応募方法 指定の申込書(会計年度任用職員申込書)を森町ホームページからダウンロードの上、森町役場総務課職員係へ提出(郵送又は持参)してください。

- 5 応募締切 令和4年5月20日(金曜日)

- 6 選考方法 面接

- 7 面接日時 後日連絡します。

- 8 問合せ先 森町役場健康こども課こども家庭係(電話 0538-86-6330)

## ～見つけたよ 広がる未来とつかむ夢～

5月5日(こどもの日)から11日までは「児童福祉週間」です！

「児童福祉週間」は子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えるために、全国各地で行事や啓発事業を行う期間です。

子どもたちの未来のため、健やかな成長のために私たちにできることを考えてみませんか。静岡県子育てポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」では、さまざまな相談窓口を紹介しています。

⇒<http://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/>



問合せ先:静岡県健康福祉部こども未来課 電話 054-221-3546

65歳以上の  
皆さん！

福祉課

## 森アリーナトレーニング教室のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で運動や交流の機会が減っていませんか？  
スポーツインストラクターの指導を受けて、体を鍛えましょう。  
動きやすい服装でご参加ください。ご自身のスケジュールで、日程調整が可能です。

- ◆対象者 65歳以上で、医師から運動を制限されていない方
- ◆参加回数 1人6回まで ◆定員 各回4人まで
- ◆日時 毎週水曜日 午後1時30分～3時00分
- ◆場所 森町総合体育館 森アリーナ トレーニング室
- ◆利用料 1回300円(トレーニング室使用料含む)
- ◆持ち物 室内用運動靴、飲み物、汗ふきタオル



トレーニングの様子は  
LINE 公式アカウントを  
ご覧ください！

※基本的感染対策として、事前の体温測定やマスクの着用をお願いします。



申込み・問合せ先 地域包括支援センター係 ☎85-6341



令和4年度

身近な人を自死（自殺）で亡くされたあなたへ

## 面接相談「すみれ相談」



ご家族や友人など 大切な方を失うと  
生活だけでなく 心や身体に さまざまな変化があらわれることがあります  
一人で悩まないでください  
あなたからのお電話を お待ちしています

○日程・場所 原則 毎月第1・3水曜日 午後1時～午後4時

第1水曜日は、静岡県精神保健福祉センター（静岡市内）にて  
第3水曜日は、下記の健康福祉センターにて お話をうかがいます  
ご予約は下記申込先へ お気軽にお電話ください(前日お昼〆切)

予約制・無料  
匿名可

| 日 程             | 会 場                                                   | 日 程            | 会 場               |
|-----------------|-------------------------------------------------------|----------------|-------------------|
| 令和4年<br>4月 6日   | 静岡県精神保健福祉センター<br>(静岡総合庁舎 別館2階)<br><br>(静岡市駿河区有明町2-20) | 令和4年<br>4月 20日 | 東部健康福祉センター（沼津市）   |
| 5月 11日*         |                                                       | 5月 18日         | 西部健康福祉センター（磐田市）   |
| 6月 1日           |                                                       | 6月 15日         | 賀茂健康福祉センター（下田市）   |
| 7月 6日           |                                                       | 7月 20日         | 富士健康福祉センター（富士市）   |
| 8月 3日           |                                                       | 8月 17日         | 御殿場健康福祉センター（御殿場市） |
| 9月 7日           |                                                       | 9月 21日         | 熱海健康福祉センター（熱海市）   |
| 10月 5日          |                                                       | 10月 19日        | 東部健康福祉センター（沼津市）   |
| 11月 2日          |                                                       | 11月 16日        | 中部健康福祉センター（藤枝市）   |
| 12月 7日          |                                                       | 12月 21日        | 西部健康福祉センター（磐田市）   |
| 令和5年<br>1月 11日* |                                                       | 令和5年<br>1月 18日 | 富士健康福祉センター（富士市）   |
| 2月 1日           |                                                       | 2月 15日         | 熱海健康福祉センター（熱海市）   |
| 3月 1日           |                                                       | 3月 15日         | 中部健康福祉センター（藤枝市）   |

\* 5月・1月は第2水曜日

《問合せ・申込先》  
静岡県精神保健福祉センター  
電話 054 (286) 9245

電話相談は随時行っています  
受付：平日 午前8時30分～午後5時

話を聞いてもらったら、少し  
気持ちがすっきりしました。

お互いに 気づかいあって  
家族とも 話せなかったんです…  
ここで話せてよかった





## 2022 年度 森町家族のつどい

福祉課

ホッと一息ついて、

おしゃべりをしたり、楽しく気分転換してみませんか？

心の病で療養中の方を支援しているご家族は、日々様々な思いを抱えておられると思います。

時にはご自身の気分転換のために、大切な時間を皆さんと共有しませんか？

コロナ禍の中で、今年度も昨年に引き続き、外出(他地区との交流会、施設見学や食事会)の行事を企画する事が難しいため、主に近況をお話ししていただいたり、勉強会等とする計画としました。

ご家族同士で集まって、普段はなかなかおしゃべりする機会のない日頃の悩みをお話していただいて、少しでも気持ちが軽やかになればと考えています。

どうぞ、お気軽にご参加ください。

### 【日程と内容】

| 日 程       | 内 容                   |
|-----------|-----------------------|
| 6月27日(月)  | 初顔合わせ、支援制度等の説明(福祉課より) |
| 9月26日(月)  | 近況について、こころの病気について学ぼう  |
| 11月28日(月) | 近況について、こころの病気について学ぼう  |
| 2月27日(月)  | 近況について、1年の振り返り        |

【場所】 生活支援センターいつでももり

【時間】 午後1時～午後3時



【対象者】 ・精神保健福祉手帳を持っている方の家族  
・自立支援医療(精神通院)を受けている方のご家族等

【申込み】 各開催日の1週間前までに、電話にてお申し込みください。

【申込み先】 生活支援センターいつでも もり(障害者相談支援事業所)  
電話: 85-0151

【問い合わせ先】 地域福祉係 電話: 85-1800

## ----- 自立支援医療(精神通院)のご案内 -----

福祉課

自立支援医療とは、精神科にかかる医療費の自己負担分が医療費の原則 1 割負担になる制度です。(所得や疾病の状況によって、毎月の支払限度額が異なります。)

原則として精神疾患の治療に係る通院医療が対象で、入院医療費には適用されません。

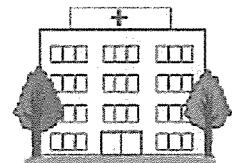
### 【申請に必要なもの】

- ・診断書(2年に1回)
- ・保険証の写し(国保の場合:同じ医療保険加入者全員分、健保の場合:申請者本人分)
- ・マイナンバー(個人番号)のわかるもの  
(国保の場合:保険加入者全員分、健保の場合:申請者本人及び被保険者のもの)  
※マイナンバー通知カードの場合は、それぞれの本人確認書類の提示が必要です。  
(顔写真付きの場合1点、顔写真なしの場合は2点ご提示ください。)
- ・所得が確認できる書類(年金振り込み通知ハガキや年金が振り込まれる通帳等)
- ・印鑑

※詳しくは以下にお問い合わせください。

### 【問合せ】

福祉課 地域福祉係 電話:85-1800



## ～在宅重度心身障害者に

## タクシー運賃助成券を交付しています～

福祉課

対象者:身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は療育

手帳A所持者で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方

受付場所:役場福祉課(森町保健福祉センター内)

受付期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

持ち物:身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳

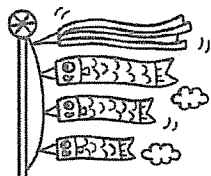
助成金額:年間10,800円(600円券を18枚)

問合せ:役場福祉課地域福祉係

電話 85-1800







# 森町子育て支援センターだより



児童館

親子・祖父母・地域の方もみんな笑顔で子育てができる居場所づくりを目指しています。

## 5月の予定

- 11日(水) 森のくまさん広場  
午前10時30分～ 児童館内
- 12日(木) すくすくクラブ(申込み者)
- 13日(金) リトミックランド(申込み者)
- 18日(水) WEB版 森のくまさん広場  
午前10時30分～ オンライン(Zoom)
- 19日(木) のびのびクラブ(申込み者)
- 24日(火) 赤ちゃんと一緒  
午前10時～ 児童館内
- 25日(水) 森のコアラ広場(飯田)  
午前10時～ 会場: 飯田総合センター



☆内容について詳しくは、こちらのQRコードから ⇒ 年間予定表「みんなあつまれげんきっこ」をご覧ください。



子育て相談を受け付けています。  
電話でも来館していただいても大丈夫です。  
お気軽にお声かけください。☆秘密は守ります☆

## 6月の申込み



☆すくすくクラブ☆ R4年度1歳になる子の活動

6月9日(木) 午前10時～午前11時

『卒乳について・子守歌に親しむ』

対象: 令和3年4月2日～令和4年4月1日

生まれの乳幼児と保護者 ※町内在住の方

場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室

定員10組程度 先着順 (電話申込み可)

申込み期間 5月13日(金)～5月29日(日)

☆のびのびクラブ☆ R4年度2歳になる子の活動

6月16日(木) 午前10時～午前11時

『おむつはずれについて・たなばた会』

対象: 令和2年4月2日～令和3年4月1日

生まれの幼児と保護者 ※町内在住の方

場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室

定員10組程度 先着順 (電話申込み可)

申込み期間 5月19日(木)～6月8日(水)

◎申込み・問合せ

森町子育て支援センター(森町児童館併設)

電話85-2839(休館日・月曜・祝日・年末年始)

## じどうかん

## 「リユースマーケット」のお知らせ

アクティ母親  
クラブ共催

リユースマーケットを開催します。

かけがえのない思い出がつまった子ども服を、これから使うご家庭にゆずり、  
新しい思い出につなげよう!

リユース品を募集します。提供のご協力をお願いします。

**リユース品受付期間: 5月14日(土)～6月5日(日)**

☆物品は児童館に  
直接お持ちください☆

＜募集物品＞・子ども服(130cmまで)・新品の紙おむつ  
・下着、靴、靴下は新品同様のもの(子ども用) など

※衣類は、必ず洗濯をしてからお持ちください。

※場合によってはお受けできないものもあります。ご相談ください。

**開催日: 6月10日(金)～6月12日(日)**

**各日 時間: 9時30分～16時00分**

☆開催場所☆

望月プラザ大広間

森町保健福祉センター1階

※ お好きなものを選んで無料でお持ち帰りいただけます。

興味のある方はお気軽にご来館ください。どなたでもご利用できますよ!

《児童館》

問合せ先  
森町児童館  
85-2839  
月曜・祝日  
休館

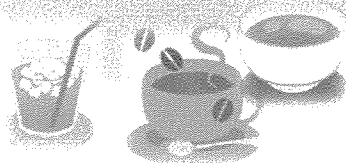
「認知症について知りたい人、相談したい人が気軽に話せる憩いの場」

# オレンジカフェ

福祉課

オレンジカフェは認知症の方やその家族、地域住民等、どなたでも自由に参加できる集いの場です。おいしいコーヒーを飲みながら、ゆっくりすごしませんか？

おいしい飲み物  
やお菓子を用意  
しています



相談が無くても、  
おしゃべりやお茶だ  
けでも大歓迎！



ご相談がある方  
は個室スペース  
を用意しています



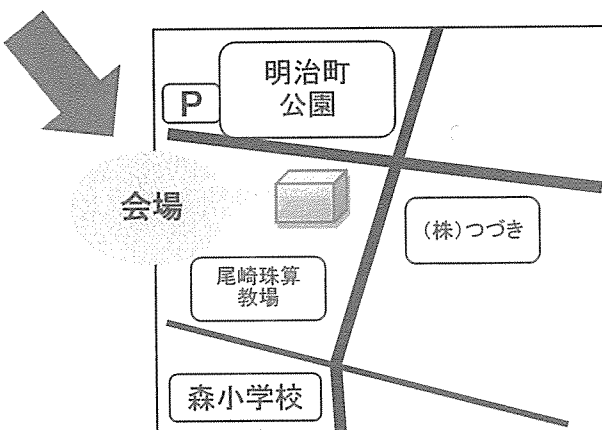
時間内はいつで  
も出入り自由！



日時： 5月11日(水) 午後1:30～3:30  
場所： 明治町公園前 (森町天宮1172-7)

## 当日の内容

- ①認知症に関する情報交換
- ②専門職の相談タイム
- ③おしゃべりタイム
- ④認知症予防に関する情報提供



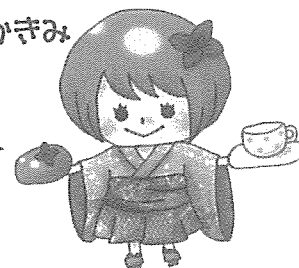
予約不要  
気軽に話せる憩いのカフェ

無 料



気軽に来てくれたら嬉しいやあ！

かきみ



- ①基本的感染症対策として、マスクの着用をお願いします。
- ②体温37.5度以上、体調不良、咳症状のある方は来所をお控えください。

お問合せ

地域包括支援センター係 ☎ 85-6341



# ブックリサイクル

保存期間が終了するなどして除籍した図書を希望される方へ無料で提供する「ブックリサイクル」を下記のとおり開催します。

**日程：令和4年5月21日(土)～5月22日(日)**

**会場：森町文化会館 第一研修室**

えほん、児童書を中心に  
不要となった本を無償でお譲りします。



《お願い》

会場での感染症対策にご協力をお願いします。

※持ち帰りのためのバッグ等をご持参下さい。

※新型コロナウイルス感染症の状況により延期または中止となる場合があります。

《町内児童読書感想画展開催中！！》

**日程：令和4年4月23日(土)～5月12日(木)**

**会場：森町文化会館展示ギャラリー**

(問合せ先) 森町立図書館 電話85-1113

小さな

第32回 遠州の小京都 森町

回覧

(産業課)

# 町並みと蔵展 初夏

骨董・古着・民芸・飲食・地場産品

令和4年 5/21(土)22(日) 10時～16時

テーマ「歴史を彩るお茶の森町」

2年間の延期・中止後の今回は、コロナに負けずに続けるために“小さな”蔵展としました。  
新茶の薫る季節です。森町とお茶の歴史をテーマに、展示や講演会も行います。  
ぜひ会場内の商店や飲食店もご利用ください。皆様のお越しをお待ちしています。

青空会場

本町～仲横町～新町の町並みと蔵、会場内の商店や飲食店

講演会場

森町商工会館2Fホール(各回先着50名様)

・21日(土)13～14時 「道具から見た森の茶業」

静岡民族学会理事 トーリ工房代表 「外立(ハシダテ)ますみ氏」

・22日(日)13～14時 「130年前に烏龍茶に挑戦した男・藤江勝太郎」

森町歴史伝統文化保存会 「村松達雄氏」

その他イベント

新茶試飲会、蔵での資料展示、祭り屋台見学、があんころ餅つき

E-bikeツアー in 町並みと蔵展 22日(日) ①10時半～ ②14時～

参加費1,000円(レンタルE-bike、ドリンク付) 申込み: iwasegumi@gmail.com (移住コーディネーター 岩瀬)

《アクセス》 電車:天竜浜名湖鉄道戸綿駅下車徒歩5分 車:新東名高速道路 森・掛川ICから5分

《駐車場》 森町役場、森町保健福祉センター、森小学校グラウンド(晴天のみ)



主催:町並みと蔵展実行委員会(遠州木三の里連、森町まちづくりの会おらんタウン、森町商工会、森町歴史伝統文化保存会)

後援:森町、森町観光協会 問合せ:090-1472-6189(榊原)

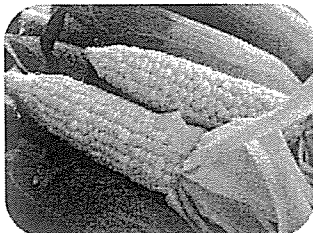
健康管理やマスク、消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染対策へのご協力をお願いいたします。

# 第3弾！

# つながる森町学生応援定期便

**1 目的** 新型コロナウイルス感染症の影響により、森町への帰省を含む外出自粛やアルバイト先の休業、時短営業で生活費の確保が困難となっている森町出身の静岡県外の大学等へ通学する学生や生徒を応援するため、森町の地場産品を定期的に送り、学生生活への支援をするとともに、森町の魅力の再認識や特産品の消費拡大を目的としています。

**2 対象となる学生** 森町出身の県外に住む学生で、以下の条件を全て満たす方  
(限定 100 名)



- (1)日本国内の大学、短期大学、専修学校、高等学校に在学している学生及び生徒
  - (2)申請時に日本国内かつ静岡県外に居住している方（住民票を森町に置いたまま、県外に住んでいる学生も含む）
  - (3)町内の小学校又は中学校を卒業していること
  - (4)保護者の住民登録が森町内であること
- ※令和2年度（第1弾）・3年度（第2弾）に申請した方も対象となります。

**3 お送りする特産品**  
( 予 定 )  
※全て森町産です。

|    |            |     |     |
|----|------------|-----|-----|
| 6月 | とうもろこし     | 10月 | お米  |
| 7月 | お茶（ティーバック） | 11月 | 治郎柿 |
| 8月 | 和菓子詰め合わせ   | 12月 | レタス |
| 9月 | クラウンメロン    |     |     |

**4 申込み受付**

5月16日（月）9：00から 先着100名様

※受付開始時間前の申込みは、受付できませんのでご注意ください。

**5 申込み方法**

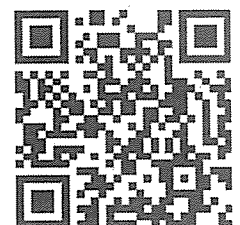
申込書を森町ホームページからダウンロードし、保護者又は学生本人が記入。関係書類を添付し、森町役場産業課商工観光係へ郵送又はファックス若しくはメールにてお申込みください。また、以下のQRコードからWEB申込みもご利用いただけます。書類が全て揃った時点で受付完了となりますのでご注意ください。



【注意】申請書には、次の書類を添付してください。

- ★支援の対象となる学生が、日本国内かつ静岡県外に居住していることを確認できる書類の写し  
(例：アパート等の入居契約書の写しなど)
- ★支援の対象となる学生等が学生であることを確認できる書類の写し（例：学生証の写し、在学証明書等の写しなど）

WEB 申込みフォーム



## 【問合せ先】

〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101-1  
森町役場産業課商工観光係  
電話：0538-85-6319 FAX：0538-85-5259  
E-mail：kanko@town.shizuoka-mori.lg.jp



# 「第3弾！つながる森町 学生応援定期便」申込書

森町長 太田康雄 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号

※申込者は、保護者もしくは学生本人に限ります。

下記のとおり申し込みます。

|             |                       |           |      |              |   |
|-------------|-----------------------|-----------|------|--------------|---|
| 学<br>生      | ふりがな                  |           | 電話番号 | —            | — |
|             | 氏 名                   |           |      |              |   |
|             | 生年月日                  | S・H 年 月 日 | 性 別  | 男            | 女 |
|             | 現 住 所<br>(送付先)        | 〒 —       |      |              |   |
|             | E-mail                | @         |      |              |   |
|             | 学 校 名                 |           | 学 年  |              | 年 |
| 保<br>護<br>者 | ふりがな                  |           | 電話番号 | —            | — |
|             | 氏 名                   |           |      |              |   |
|             | 住 所                   | 〒 —<br>森町 |      |              |   |
|             | E-mail                | @         |      |              |   |
|             | 町 内 会                 |           |      |              |   |
|             | E-mail アドレスへの定期便の事前連絡 |           |      | 希望する ・ 希望しない |   |

※申込書に記入いただいた情報については、この事業に関わる業務以外では使用しません。

※学生が県外に居住していることがわかる書類（アパート等の入居契約書の写し等）及び学生であることが確認できる書類（学生証の写し等）を添付してください。

※書類がそろった時点で受付を完了いたします。

※各月の発送日等は、E-mail にて学生へ事前に連絡します。保護者の方で事前連絡を希望する方は、「定期便の事前連絡」欄の「希望する」に○をつけてください。

送付先 〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101-1 森町役場産業課商工観光係

つながる森町学生応援定期便 担当

※FAX又はE-mailでも可 FAX: 0538-85-5259

E-mail: kanko@town.shizuoka-mori.lg.jp



## 森町景観計画（案）について

# パブリックコメント（住民意見）を募集します

町民の皆様からの御意見を募るパブリックコメントを5月2日から5月23日まで実施します。

計画について御意見のある方は、5月23日までに建設課へ意見書を提出してください。

### 景観とは？

▷ 景観とは、人が見る眺めのことだけを意味するのではなく、「地域の元気さの表れ」ともいえます。

- ・ 「良い景観」については様々なとらえ方がありますが、一つには、地域の特徴・元気さが表れたものといえます。
- ・ 景観を良くするには、地域が元気になることが大事です。人に例えれば、単にお化粧をすれば良いのではなく、内側から健康になって良い顔色になるようなものといえます。
- ・ 景観をチェックすることは、自分たちのまちの元気さ、自分たちのまちの方向性に関心を持ち、関わり続けることにもつながります。



### 景観計画とは？森町でなぜ作るの？

▷ 「住む人も訪れる人も『心とらぐ森町』の実現を目指し、良好な景観形成を図るため策定します。

- ・ 景観計画は、地域の個性を活かした景観の維持・継承・創造を積極的に進めるため、方針を示すものです。さらに、建築物や工作物等に係わる規制や積極的に保全すべき建造物等を指定し、良好な景観の保全・形成を図ることができる計画です。
- ・ 森町では総合計画の目標を、景観の視点からも達成することを目的として策定します。

### 森町における“良い景観”とは？

▷ 「緑と人々の生活が一体となって形成されており、地域の人々が暮らしや<sup>なりわい</sup>生業のなか、守り育ててきた景観」といえます。

- ・ 太田川を中心に三方を山に囲まれた緑豊かな景観。
- ・ 四季ごとに暮らしを彩る景観。
- ・ 音や香り、触感、味わいによって楽しむことができる多様な景観。
- ・ 昔ながらの町並みや由緒ある社寺、古くから伝承されてきた行事などの景観。
- ・ 多彩な緑や文化とともに暮らしが営まれる景観。
- ・ 移動する中での景観の移り変わりなど、連なりの中で魅力を高め、訪れた人を出迎え、楽しませる景観。



### 景観計画による制限は？

▷ 良好な景観形成を図るため、大規模な建物等の新築・改築等の際に制限がかかるようになります。

- ・ 建物や工作物等の形態意匠制限（色、高さ等）
- ・ 太陽光発電施設の設置に関する制限 等

期間中は、町ホームページ及び森町役場建設課（役場別館2階）で景観計画（案）を閲覧できます。意見書の様式は町ホームページに掲載するほか、建設課窓口で配布します。

#### 【ホームページアドレス】

<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/machinososhiki/kensetsuka/toshikeikakukakari/2/4452.html>



←こちらのQRコードからもご覧いただけます。

#### 【お問合せ先】

森町役場 建設課 都市計画係 電話 0538-85-6322 ※電話での御意見は受け付けていません。

## 回 覧

令和4年4月28日

各 位

日本赤十字社森町分区  
分区長 太田康雄  
〈 公 印 省 略 〉

### 赤十字会費納入及び協力会員加入のお願い

平素より、赤十字事業に対し、ご理解とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、世界に広がる赤十字の一員として「人道」を基本理念に、国外においては自然災害や紛争犠牲者、病気に苦しむ人々の救援を、国内においては災害時の救護をはじめ、福祉・医療・血液事業など幅広い活動を行っています。

森町におきましても、日本赤十字社森町分区を組織し、奉仕団の育成、救護・救援物資の備蓄や献血事業など、地域社会に根ざした赤十字事業を行っています。

このような赤十字の活動は、町民の皆さまのご理解とご協力によって支えられています。

町民の皆さまには、この赤十字活動をご理解いただき、一戸に一人以上赤十字協力会員となり、町内会を通じて会費（500円（任意））を納入して下さるようご協力をお願い申し上げます。

### 令和3年度のお礼

皆様のご理解により森町分区では、総額2,780,000円を赤十字事業資金としてご協力いただきました。ここにご報告を兼ねてお礼申し上げます。

|        |         |            |
|--------|---------|------------|
| 1 協力会員 | 5,330世帯 | 2,665,000円 |
| 2 会 員  | 法人分 7件  | 24,000円    |
|        | 個人分 42件 | 91,000円    |

※ 日本赤十字社静岡県支部に送金し、  
様々な赤十字活動に活用されています。

